

秋田市公文書管理条例新旧対照表

改正後			改正前			説明	
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>第3章 法人文書の管理 (法人文書の管理に関する原則)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 地方独立行政法人は、前項の規定により市長に移管する法人文書ファイル等について、第15条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして市長において利用の制限を行うことが適切であると認められる場合は、その旨の意見を付さなければならない。</p> <p>第12条～第19条 (略)</p> <p>(審査請求および公文書管理委員会への諮問)</p> <p>第20条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、市長に対し、<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>2 市長は、前項の<u>審査請求</u>があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合(当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。)</u></p> <p>(情報公開条例および情報公開・個人情報保護審査会条例の準用)</p> <p>第21条 情報公開条例第18条および第19条の規定は、前条の規定による<u>審査請求</u>について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる情報公開条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>第3章 法人文書の管理 (法人文書の管理に関する原則)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 地方独立行政法人は、前項の規定により市長に移管する法人文書ファイル等について、第15条第1項第1号又は第2号に掲げる場合に該当するものとして市長において利用の制限を行うことが適切であると認められる場合は、その旨の意見を付さなければならない。</p> <p>第12条～第19条 (略)</p> <p>(異議申立ておよび公文書管理委員会への諮問)</p> <p>第20条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、市長に対し、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立て</u>をすることができる。</p> <p>2 市長は、前項の<u>異議申立て</u>があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>異議申立てが不適法であり、却下するとき</u></p> <p>(2) <u>決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>(情報公開条例の準用)</p> <p>第21条 情報公開条例第18条、第19条および第21条から第27条までの規定は、前条の規定による<u>異議申立て</u>について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる情報公開条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 地方独立行政法人から寄贈又は寄託されたものは法人文書ファイル等となるため削除 行政不服審査法の改正による用語の改正(以下同じ。) 準用する秋田市情報公開条例の改正に伴う改正 	
<table border="1"> <tr> <td>第18条</td> <td>前条の規定により諮問をした実施機関</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第18条	前条の規定により諮問をした実施機関	(略)	<table border="1"> <tr> <td>第18条</td> <td>前条の規定により諮問をした実施機関 (以下「<u>諮問実施機関</u>」という。)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第18条		前条の規定により諮問をした実施機関 (以下「 <u>諮問実施機関</u> 」という。)
第18条	前条の規定により諮問をした実施機関	(略)					
第18条	前条の規定により諮問をした実施機関 (以下「 <u>諮問実施機関</u> 」という。)	(略)					

第18条第2号	(略)	利用請求(第15条第2項に規定する利用請求をいう。以下同じ。)をした者(利用請求をした者が)
第18条第3号	(略)	
第19条各号列記以外の部分	(略)	
第19条第1号	(略)	
第19条第2号	開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)	利用決定等(利用請求に係る特定歴史公文書等(公文書管理条例第2条第7号に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。)の全部を利用させる旨の決定を除く。以下この号

第18条第1号	不服申立人	異議申立人
第18条第2号	(略)	利用請求をした者(利用請求をした者が)
	不服申立人	異議申立人
第18条第3号	不服申立て	異議申立て
	(略)	
	不服申立人	異議申立人
第19条の見出し	不服申立て	異議申立て
第19条	(略)	
	決定又は裁決	決定
第19条第1号	(略)	
	不服申立て	異議申立て
	決定又は裁決	決定
第19条第2号	不服申立て	異議申立て
	開示決定等	利用決定等(公文書管理条例第15条第2項に規定する利用請求に係る特定歴史公文書等(公文書管理条例第2条第7号に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。)の全

	において同じ。)
	(略)
	(略)

		部を利用させる旨の決定を除く。以下この号において同じ。)
		(略)
	<u>決定又は裁決</u>	<u>決定</u>
		(略)
<u>第21条の見出し</u>	<u>審査会</u>	<u>公文書管理委員会</u>
<u>第21条第1項</u>	<u>審査会は</u>	<u>公文書管理条例第28条第1項に規定する秋田市公文書管理委員会（以下「公文書管理委員会」という。）は</u>
	<u>諮問実施機関</u>	<u>市長</u>
	<u>開示決定等に係る公文書</u>	<u>利用決定等に係る特定歴史公文書等</u>
	<u>審査会に</u>	<u>公文書管理委員会に</u>
	<u>公文書の開示</u>	<u>特定歴史公文書等の利用</u>
<u>第21条第2項</u>	<u>諮問実施機関</u>	<u>市長</u>
	<u>審査会</u>	<u>公文書管理委員会</u>
	<u>前項</u>	<u>公文書管理条例第21条の規定により読み替えられた前項</u>
<u>第21条第3項</u>	<u>審査会</u>	<u>公文書管理委員会</u>
	<u>諮問実施機関</u>	<u>市長</u>
	<u>開示決定等に係る公</u>	<u>利用決定等に係る特定</u>

	文書	歴史公文書等
第21条 第4項	第1項	公文書管理条例第21条の規定により読み替えられた第1項
	審査会	公文書管理委員会
	不服申立て	異議申立て
	不服申立人	異議申立人
	諮問実施機関	市長
	不服申立人等	異議申立人等
第22条 第1項	審査会	公文書管理委員会
	不服申立人等	異議申立人等
第22条 第2項	前項本文	公文書管理条例第21条の規定により読み替えられた前項本文
	不服申立人	異議申立人
	審査会	公文書管理委員会
第23条	不服申立人等	異議申立人等
	審査会	公文書管理委員会
第24条	審査会	公文書管理委員会
	第21条第1項	公文書管理条例第21条の規定により読み替えられた第21条第1項
	公文書	特定歴史公文書等
	第22条第1項本文	公文書管理条例第21条

		の規定により読み替えられた第22条第1項本文
	不服申立人等	異議申立人等
第25条 第1項	不服申立人等	異議申立人等
	審査会	公文書管理委員会
第25条 第2項	審査会	公文書管理委員会
	前項	公文書管理条例第21条の規定により読み替えられた前項
第26条	審査会	公文書管理委員会
	第17条	公文書管理条例第20条第2項
	不服申立て	異議申立て
第27条	審査会	公文書管理委員会 公文書管理条例第20条第2項
	第17条	
	不服申立人	異議申立人

2 秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第8号）第5条から第11条までの規定は、前条の規定による審査請求について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条 の見出し	審査会	公文書管理委員会
-------------	-----	----------

第 5 条 第 1 項	審査会は	秋田市公文書管理条例 (平成24年秋田市条例 第58号。以下「公文書 管理条例」という。) 第28条第1項に規定す る秋田市公文 書管理委員会(以下 「公文書管理委員会」 という。)は
	情報公開条例第17条 又は個人情報保護条 例第36条の規定によ り諮問をした実施機 関(以下この 条において「諮問 実施機関」という。)	市長
	情報公開条例第11条 各項の決定(第3項 において「公文書の 開示決定等」という。) に係る公文書又は個 人情報保護条例第17 条各項の決定、個人 情報保護条例第26条 各項の決定もしくは 個人情報保護条例第 33条各項の決定(第 3項において「保有 個人情報の開示決定 等」という。)に係 る保有個人情報	公文書管理条例第15条 第2項に規定する利用 請求に対する処分(以 下「利用決 定等」という。)に係る 特定歴史公文書等(公 文書管理条例第2条第 7号に規定する特定歴 史公文書等をいう。以 下同じ。)
	審査会に	公文書管理委員会に
	公文書又は保有個人 情報の開示	特定歴史公文書等の利 用
第 5 条 第 2 項	諮問実施機関	市長

	審査会	公文書管理委員会
	前項	公文書管理条例第21条第2項の規定により読み替えられた前項
第5条第3項	審査会	公文書管理委員会
	諮問実施機関	市長
	公文書の開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容又は保有個人情報の開示決定等に係る保有個人情報に含まれている情報	利用決定等に係る特定歴史公文書等に記録されている情報
第5条第4項	第1項	公文書管理条例第21条第2項の規定により読み替えられた第1項
	審査会	公文書管理委員会
	諮問実施機関	市長
第6条第1項	審査会	公文書管理委員会
第6条第2項	前項本文	公文書管理条例第21条第2項の規定により読み替えられた前項本文
	審査会	公文書管理委員会
第7条	審査会	公文書管理委員会
第8条	審査会	公文書管理委員会
	第5条第1項	公文書管理条例第21条第2項の規定により読み替えられた第5条第

		1 項
	公文書又は保有個人情報	特定歴史公文書等
	第 6 条第 1 項本文	公文書管理条例第 21 条第 2 項の規定により読み替えられた第 6 条第 1 項本文
第 9 条第 1 項	審査会	公文書管理委員会
	第 5 条第 3 項もしくは第 4 項又は第 7 条	公文書管理条例第 21 条第 2 項の規定により読み替えられた第 5 条第 3 項もしくは第 4 項又は第 7 条
第 9 条第 2 項	審査会	公文書管理委員会
第 9 条第 3 項	審査会	公文書管理委員会
	第 1 項	公文書管理条例第 21 条第 2 項の規定により読み替えられた第 1 項
	前項	公文書管理条例第 21 条第 2 項の規定により読み替えられた前項
第 9 条第 4 項	審査会	公文書管理委員会
	第 2 項	公文書管理条例第 21 条第 2 項の規定により読み替えられた第 2 項
第 10 条	審査会	公文書管理委員会
	情報公開条例第 17 条および個人情報保護	公文書管理条例第 20 条第 2 項

	条例第36条	
第11条	審査会	公文書管理委員会
	情報公開条例第17条 又は個人情報保護条 例第36条	公文書管理条例第20条 第2項

第22条～第28条 (略)

(公文書管理委員会への諮問)

第29条市長は、次に掲げる場合は、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

(1) 第2条第3号、第5条第1項もしくは第3項から第5項まで、第7条、第10条第2項第7号、第11条第2項から第4項まで、第14条第4項、第16条第3項、第17条第1項から第3項まで、第18条、第19条第2項又は第35条の規定により規則等の設定又は改廃の立案をしようとするとき。

(2) (略)

2 (略)

以下 (略)

第22条～第28条 (略)

(公文書管理委員会への諮問)

第29条市長は、次に掲げる場合は、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

(1) 第5条第1項もしくは第3項から第5項まで、第7条、第10条第2項第7号、第11条第2項から第4項まで、第14条第4項、第16条第1項、第17条第1項から第3項まで、第18条、第19条又は第35条の規定により規則等の設定又は改廃の立案をしようとするとき。

(2) (略)

2 (略)

以下 (略)

・ 諮問事項を追加したほか、引用条文をより適正な表記とした。